

滞納処分事務の手引き

社会保険庁

凡 例

各項及び本文中に根拠法令等を掲げたが、次の法令については、それぞれ次の略語を用いた。また、条数はアラビア数字で、項は○印で表示した。

健	保	法	健康保険法
厚	年	法	厚生年金保険法
船	保	法	船員保険法
児	手	法	児童手当法
国	通	法	国税通則法
国	通	令	国税通則法施行令
国	徴	法	国税徴収法
国	徴	令	国税徴収法施行令
調	整	法	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
調	整	則	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律施行規則
民	訴	法	民事訴訟法
民	執	法	民事執行法
基	本	通	国税徴収法基本通達
国	通	法	国税通則法基本通達
滞	納	処	社会保険滞納処分の実務
換	価	処	社会保険換価処分の実務

例	国税徴収法第 68 条第 1 項	国徴法 68①
	国税徴収法基本通達第 58 条関係 3	基本通達 58③
	社会保険滞納処分の実務第 3 章第 2 節第 1 款	滞納処分の実務 3-2-1
	社会保険換価処分の実務第 1 章第 2 節	換価処分の実務 1-2

目次

第1 滞納整理の基本的な取組	1
1. 基本姿勢	1
2. 基本的な取組	2
(1) 保険料の納期内納入の励行指導	2
ア. 事業主に対する指導	2
イ. 口座振替の推進	2
(2) 滞納処分等の早期着手	2
ア. 早期着手の重要性	2
イ. 初期の対応	3
ウ. 指定期限後の対応	4
(3) 長期・大口滞納事業所等に対する積極的な滞納整理	5
ア. 組織的な取組への認識	5
イ. 具体的な納入計画の策定	5
ウ. 長期滞納解消に向けた対応	5
エ. 悪質な事業所に対する対応	6
(4) 倒産事業所等への迅速な対応	6
3. 滞納処分に対する考え方	7
(1) 財産調査の重要性	7
ア. 決算書の分析を徹底した事例	8
イ. 質問・検査の事例	9
ウ. 搜索の事例	9
(2) 差押えの重要性	10
ア. 事業に影響のないものの差押えの徹底	11
イ. 事業に影響のあるものの差押え	11
ウ. 延滞金徴収の徹底	12
4. 納付受託の重要性	12
(1) 滞納整理における納付受託の位置付け	12
(2) 具体的な対応	13
(3) 納付受託が困難な場合の対応	13
第2 滞納整理体制	14
1. 社会保険事務所内の連携	14

(1) 徴収課内の連携	14
(2) 管理職との連携	14
(3) 事務所全体の応援体制	15
2. 社会保険事務局との連携	15
(1) 長期・大口滞納に対する対策の検討	16
(2) 困難な案件に対する一体となった対応	16
(3) 情報の共有化	16

第3 基本的な取組のモデル 17

1. 新規滞納事業所等に対する取組	17
(1) 上旬～中旬の対応	17
ア. 口座振替不能事業所に対する対応	17
イ. 督促状を発送する事業所に対する対応	17
ウ. 納付書の作成及び送付	17
(2) 中旬～下旬の対応	17
ア. 納付困難な事業所への対応	17
イ. 約束不履行の事業所等への対応	18
(3) 翌月の対応	18
ア. 呼出に応じない事業所への対応	18
イ. 進展のない事業所への対応	18
ウ. 納付計画が策定できない事業所への対応	19
2. 長期滞納事業所への対応	19
(1) 具体的な計画の策定	19
(2) 事業所の分類	20
(3) 期限を区切った納付計画の策定	20
(4) 納付受託	20
(5) 受託証券の組戻しへの対応	21
(6) 納付計画が策定できない事業所への対応	21
(7) 悪質な事業所等への対応	21
(8) 倒産事業所への対応	22

第4 トラブルへの対応 22

1. トラブルに対する体制	22
2. トラブル発生時の対応	23

(1) 毅然とした態度での対応	23
(2) 明瞭な言葉での対応	23
(3) 組織での対応	23
(4) 行政側にミスがあった場合の対応	23
(5) 「事務所長を出せ」という要求への対応	23
(6) 暴力行為に対する対応	24

第5 財産調査24

1. 財産調査の必要性と権限	24
2. 準備調査	24
(1) 社会保険事務所内における調査	24
(2) 官公署における調査	25
(3) 金融機関等における調査	25
ア. 金融機関調査の目的と権限	25
イ. 取引状況の調査	25
ウ. 取引履歴の調査	26
エ. 入出金伝票の調査	26
オ. 手形・小切手による入出金の調査	26
カ. 担保差入書等の調査	27
3. 臨場調査	27
(1) 質問・検査	27
ア. 質問・検査ができる場合	28
イ. 質問・検査の相手方	28
ウ. 滞納事業所における財産調査	28
(2) 捜索	31
ア. 捜索ができる場所	31
イ. 捜索ができる物	31
ウ. 立会人	31
エ. 捜索の時間制限	33
オ. 捜索の方法	33
カ. 出入禁止	35
(3) その他の調査	36

第6 財産の差押え	36
1. 差押えの意義	36
2. 差押えを行うことができる職員	37
3. 差押えの対象となる財産	37
(1) 差押えの対象となる財産の一般的要件	37
ア. 財産の帰属	37
イ. 財産の所在	37
ウ. 金銭的価値を有する財産	37
エ. 譲渡又は取立てができる財産	37
(2) 財産の区分	38
ア. 動産、有価証券	38
イ. 債権	39
ウ. 不動産等	40
エ. 無体財産権等	41
4. 差押え禁止財産	42
5. 差押えができる場合	42
(1) 督促をした場合	42
ア. 督促	43
イ. 送達	43
ウ. 公示送達	44
(2) 督促を要しない場合	44
6. 差押えの手続	45
(1) 差押調書の作成	45
(2) 差押調書謄本の交付又は差押書の送達	45
ア. 差押調書謄本の交付を要する財産	45
イ. 差押書の送達を要する財産	45
7. 債権の差押えと債権譲渡	46
(1) 指名債権譲渡の対抗要件	46
(2) 債権譲渡の優先順位	46
(3) 債権譲渡の有効性	46
(4) 譲渡禁止特約付債権の差押え	47
(5) 供託	47
(6) 無償譲渡	48
8. 他の債権との調整	48
(1) 質権又は抵当権により担保されている債権	48

ア. 保険料等の法定納期限等以前に設定された質権又は抵当権 の優先	48
イ. 譲受け前に設定された質権又は抵当権の優先	48
ウ. 担保付き財産が譲渡された場合の徴収	48
エ. 質権及び抵当権の優先額の限度額	49
(2) 先取特権に担保される債権	49
ア. 保険料等に常に優先する先取特権	49
イ. 保険料等の法定納期限等を基準に優劣を定める先取特権	49
(3) 留置権の優先	49
(4) 担保を目的とする仮登記又は譲渡担保	50
(5) 相殺と滞納処分の関係	50
ア. 第三債務者が相殺できない場合	51
イ. 第三債務者が相殺できる場合	51
(6) 将来生ずべき債権の差押え	52
9. 差押ができない場合	52
(1) 国税通則法 46 条による納付猶予期間	52
ア. 猶予の要件	52
イ. 猶予する金額及び期間	52
ウ. 一般的な納付の猶予の期間	53
(2) 国税徴収法 153 条による滞納処分の執行停止期間	53
(3) 会社更生法 122 条による納付猶予期間	53
(4) 会社更生法 37 条による滞納処分の中止命令及び同法 67 条による更正手続の開始決定に伴う滞納処分等の中止の 場合	53
(5) 企業担保権の実行手続の開始決定があった場合	53
(6) 破産宣告を受けた場合	53
10. 法的に会社整理手続きがされている場合の差押え	53
(1) 会社更生法	53
(2) 破産法	54
ア. 破産	54
イ. 破産廃止	55
(3) 民事再生法	56
(4) 商法に基づく会社整理	56

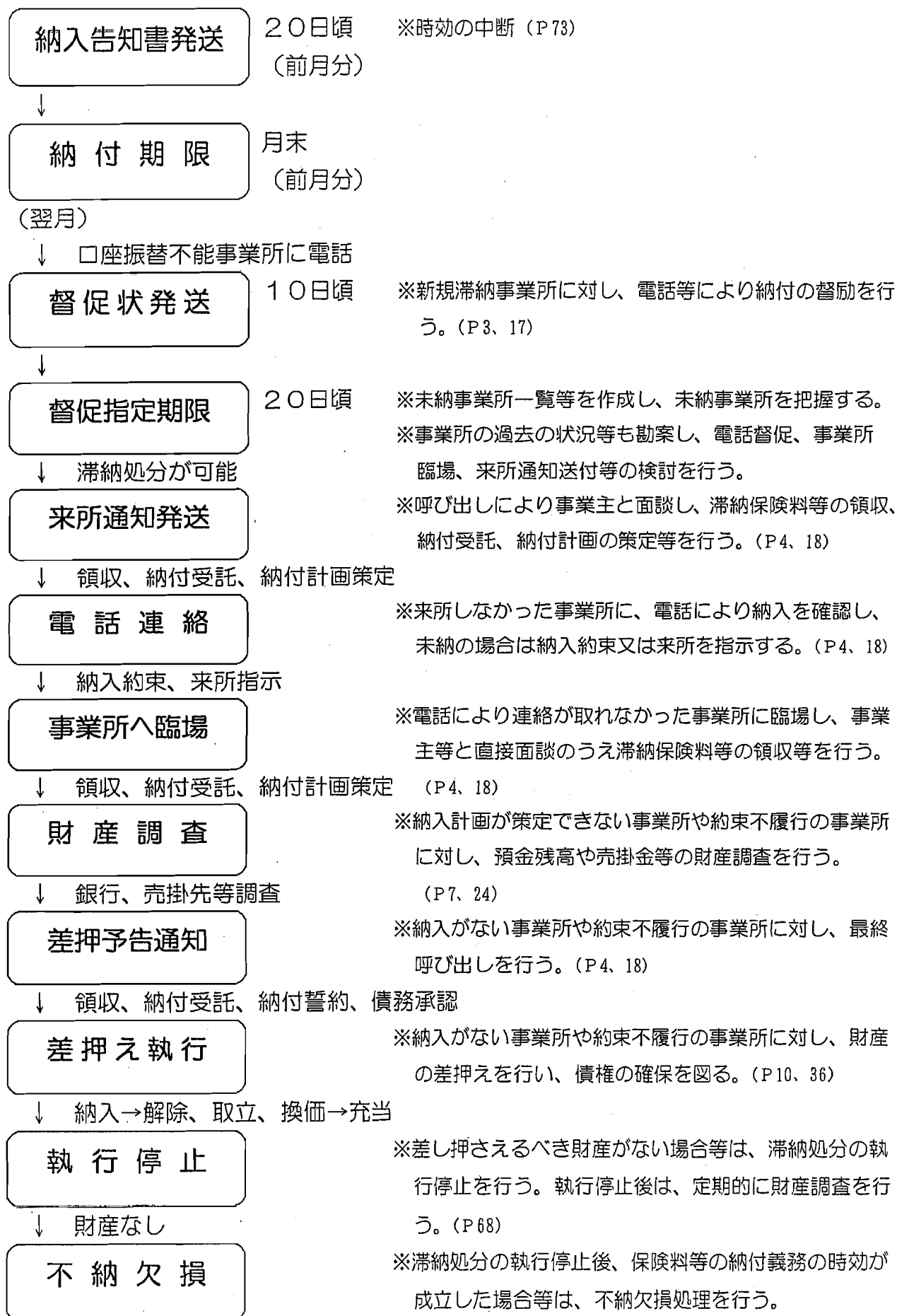
第7 参加差押え	56
1. 参加差押えの要件	56
2. 参加差押えの効力	57
第8 差押えの解除	57
1. 差押えの解除	57
(1) 差押えを解除しなければならない場合	57
(2) 差押えを解除することができる場合	57
第9 交付要求及び交付要求の解除	58
1. 交付要求	58
(1) 交付要求とは	58
(2) 交付要求を行う時期	58
2. 交付要求の解除	59
第10 換価処分	59
1. 換価の意義	59
2. 換価処分の重要性	59
(1) 画一的実施の防止	60
(2) 高価有利な売却	60
(3) 換価手続の公正	60
3. 換価の方法	60
(1) 公 売	60
(2) 随意契約による売却	60
(3) 国による買入れ	60
4. 公売の方法	61
(1) 公売公告	61
(2) 公売の通知	61
(3) 見積価額の決定	61
ア. 見積価額の適正評定	61
イ. 見積価額の公示	63

(4) 公売保証金の納付	63
(5) 公売手続き	63
ア. 入札	63
イ. 競り売り	63
ウ. 再度入札又は再度競り売り	64
(6) 最高価申込者の決定	64
(7) 入札終了の告知	64
(8) 売却決定及び代金の納付	64
ア. 売却決定	64
イ. 公売代金の納付	64
(9) 権利移転手続	65
5. 再公売	65
6. 随意契約による売却の方法	65
(1) 随意契約による売却の要件	65
(2) 随意契約による売却の手続	65
7. 換価代金等の配当	66
(1) 配当の原則	66
(2) 債権の確認及び配当手続	67
ア. 債権の確認	67
イ. 配当手続	67
8. 充当の手続	67
第11 滞納処分の執行停止	68
1. 執行停止	68
2. 執行停止の要件	68
(1) 財産がない場合	68
(2) 生活の困窮	69
(3) 住居及び財産不明の場合	69
3. 執行停止の手続	69
(1) 調査	69
(2) 協議	69
ア. 社会保険庁への協議	69
イ. 社会保険事務局への協議	69

第 12 納付受託	69
1. 納付受託	70
2. 納付受託ができる場合	70
3. 納付受託できる証券	70
4. 滞納処分の関係	70
5. 納付の猶予との関係	71
第 13 第二次納付義務	71
1. 第二次納付義務の基本的事項	71
(1) 第二次納付義務の適用	71
(2) 第二次納付義務者の財産の換価	71
2. 第二次納付義務を負う者	71
(1) 合名会社又は合資会社の無限責任社員	71
(2) 共同的な事業者	71
(3) 無償又は著しい低額の譲受人	72
3. 主たる納付義務者と第二次納付義務者の納付義務の関係	72
(1) 納付義務の履行	72
(2) 納付義務の免除	72
(3) 納付の猶予	73
4. 第二次納付義務者から保険料等徴収手続	73
(1) 納付通知書の作成	73
(2) 納付催告書の作成	73
第 14 時効	73
1. 時効の意義	73
2. 時効の期間	73
3. 時効の起算点	74
(1) 確定期限及び不確定期限のある債権	74
(2) 期限の定めのない債権	74
(3) 延滞金の時効	74
4. 時効の中断	74
(1) 時効の中断事由	74
ア. 国税通則法に定めるもの	74

イ. 会計法に定めるもの	75
ウ. 民法に定めるもの	75
(2) 時効の停止	76
(3) 被差押債権の消滅時効	76
第 15 その他	77
1. 第三者納付	77
(1) 第三者納付ができる場合	77
(2) 第三者納付の効果	77
(3) 第三者納付による代位	77
2. 納付義務の承継	78
(1) 相続による納付義務の承継	78
(2) 法人の合併による納付義務の承継	78
3. 詐害行為の取消し	78
第 16 参考資料	80
1. 事業所等折衝具体例	80
(1) 新規滞納編	80
(2) 短期滞納編	81
(3) 長期滞納編	85
(4) 応用編	86
2. 滞納処分票の記載例	89
3. 滞納処分による差押財産一覧表	93
4. 差押え債権の特定事例	94
5. 交付要求・参加差押との比較表	98
6. 収納事務の取扱	99
7. 用語の説明	111
8. 決算書の見方について	121

《滞納処分の事務の流れ》



第1 滞納整理の基本的な取組

1. 基本姿勢

社会保険事務所は、我が国の社会保障制度の中核を担う第一線機関である。

健康保険、厚生年金保険及び船員保険の事業所及び被保険者等の記録の適正な管理や保険給付にかかる支払事務を適正かつ円滑に処理することにより、社会保険制度を安定的に運営するとともに、国民サービス向上のための施策の充実を図ってきたところである。

しかしながら、長引く景気の低迷や一層進行する少子高齢化等により、社会保険制度の財政は悪化しており、制度に対する国民の不安が高まってきている。

景気の低迷が要因となり、事業主の保険料負担能力が低下している状況の中で、滞納整理の業務においては、滞納事業所に対する配慮と厳正な職務遂行という葛藤の中で、常に難しい判断を迫られる場面が発生してくる。

このような場合に、忘れてはならないことは、我々は健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法に基づき、厳正に職務を遂行する立場にあるということである。

つまり、経済状況が低迷し、事業主が厳しい事業運営を強いられていることは事実であり、滞納整理にあたっては事業に対し最大限の配慮をしなければならないが、我々は最終的に保険料を確保しなければならない立場にあり、事業所がどのような状況であったとしても、立場上最終的に譲れない一線があるということである。

また、事業主という立場を考えれば、社会保険料は必要な経費の一部であり、事業を継続する以上それを工面することは、従業員の報酬を確保することと同様に事業主の重要な仕事のひとつである。

我々としては、このことを事業主に十分に認識させることが重要である。

増え続ける滞納事業所を放置することは、滞納をしていない事業主等の不信感を拡大させ、国民の社会保険制度に対する信頼が失われるばかりでなく、社会保険方式の在り方等、制度そのものの改革が求められることになる。

これらのことを踏まえ、徴収事務を遂行するにあたっては、安易な同情や悪質な滞納事業所の放置又は職員自身のあきらめを許さず、長期的に安定した制度の運営が行えるよう、正義感と使命感をもって事務の執行に努めなければならない。